令和7年度高知県委託事業

令和7年度高知県「現任介護職員等養成支援事業」

【 事業活用例 】

代替職員の派遣までの流れについて（日数は目安になります）

申請の受付から派遣決定に至るまでは、以下のフローになります。

①利用申請・研修計画の受付

ツクイスタッフ → 事業者

事業者から利用申請・研修計画を受け付けます。

②代替職員についてヒアリング

ツクイスタッフ → 事業者

的確な派遣労働者マッチングを図るべく、代替職員の希望条件（保有資格、経験等）を詳細にわたり確認します。

③派遣労働者のマッチング

求職者 ← ツクイスタッフ → 事業者

ツクイスタッフ　見学日調整

派遣労働者の募集（随時）

該当者が見つからない場合は、随時募集を行い迅速なマッチングを図ります。

2～14日
該当者がいない場合、再募集の手配から登録まで14日間程度

④派遣労働者情報の周知・契約

ツクイスタッフ → 事業者

事業者に対し、派遣労働者の情報提供ならびに労働者派遣契約の締結を行います。

⑤派遣労働者と雇用契約

ツクイスタッフ → 求職者

派遣労働者と雇用契約を締結します。必要に応じ健康診断および研修を実施します。

1～5日
健康診断受診者は、7日程度

派遣開始

[よくあるご質問]

Q. 通常の派遣と本事業を一緒に利用することは可能ですか?

A. 本事業と通常の人材派遣を組み合わせて利用する事は可能です。
また、本事業で雇用した代替派遣職員を引き続き人材派遣で雇用する事も可能です。
申請研修日数が少ない場合、通常の人材派遣を利用している場合でも併用する事ができます。
福祉・介護現場の負担軽減に向け事業の仕様内にて多様な人材配置が可能となります。

■活用例

代替派遣　通常派遣

パターン① 代替派遣可能日数が20日の場合 (年間研修総日数20日)

10月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

パターン② 代替派遣可能日数が9日の場合／通常派遣を併用 (年間研修総日数9日)

10月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

ー 実際の活用例 ー

1 申請時間により代替派遣可能日数が20日ある場合　(パターン①)
派遣を希望される事業所にあわせてシフトを組むことが可能です。
時間数でカウントしますので、6時間などの時短勤務の方を受け入れた場合は、
申請時間数に応じて雇用日数を長くすることが可能です。

2 研修計画が短い(参加人数が少ない)場合　(パターン②)　月9日が使用可
通常の派遣契約と組み合わせることが可能です。
通常派遣11日+委託事業派遣9日　＝　合計20日勤務(常勤の受入れ可)